

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
学童クラブおやつ代 (地域支えあい 推進室 地域活動推進 担当)	学童クラブお やつ代自己負 担金の未払い (平成19年度 分)	5人 (26件)	32,500円 ※1人あたり の最高額 11,250円 最低額 1,250円	平成29・30年度に時効が完 成した債権で、債務者が所 在不明のため、又は債務者 に履行請求したが履行の見 込みがたたないため、平成 31年1月17日に債権放棄 した。
高額療養費資金貸付 金返還金 (区民サービス 管理部 保険医療担当)	高額療養費資 金貸付金返還 金の未払い (平成18年度 分)	1人 (1件)	104,500円	平成29年度に時効が完成し た債権で、債務者に履行請 求したが履行の見込みがた たないため、平成31年2月 5日に債権放棄した。
一時保育事業自己負 担金 (子ども教育部 子ども家庭支援 センター)	一時保育事業 自己負担金の 未払い (平成19年度 分)	1人 (1件)	7,300円	平成30年度に時効が完成し た債権で、債務者に履行請 求したが履行の見込みがた たないため、平成31年1月 17日に債権放棄した。
生業資金貸付金返還 金 (健康福祉部 生活援護担当)	生業資金貸付 金返還金の未 払い (平成3年度 分)	1人 (1件)	49,547円	平成26年度に時効が完成し た債権で、債務者に履行請 求したが履行の見込みがた たないため、平成31年1月 31日に債権放棄した。
応急資金貸付金返還 金 (健康福祉部 生活援護担当)	応急資金貸付 金返還金の未 払い (平成13年度 分)	1人 (1件)	64,000円	平成28年度に時効が完成し た債権で、債務者に履行請 求したが履行の見込みがた たないため、平成31年1月 31日に債権放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付金返還金 (健康福祉部 生活援護担当)	ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付金返還金の未払い (平成 3・5・7 年度分)	3 人 (3 件)	134,000 円 ※1 人あたりの最高額 80,000 円 最低額 19,000 円	平成 29・30 年度に時効が完成した債権で、2 人は死亡し、相続人及び債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、平成 31 年 1 月 31 日に債権放棄した。
女性福祉資金貸付金返還金 (健康福祉部 生活援護担当)	女性福祉資金貸付金返還金の未払い (平成 12 年度分)	1 人 (1 件)	933,449 円	平成 25 年度に時効が完成した債権で、債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、平成 31 年 1 月 31 日に債権放棄した。
合	計	13 人 (34 件)	1,325,296 円	